

## 島根県公立高等学校学び直し支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した者が、県立高等学校又は松江市立女子高等学校に再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も、授業料相当額の支援をすることについて、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 学び直し支援金は、次条の要件を満たす者に対して、授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (支給要件)

第3条 学び直し支援金は次の各号の全てに該当する者に支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に県立高等学校又は松江市立女子高等学校に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

### (支給限度額等)

第4条 学び直し支援金の支給限度額は、次のとおりとする。

- (1) 全日制課程 月額9,900円
- (2) 定時制課程 月額2,700円
- (3) 通信制課程 月額520円

2 学び直し支援金の支給期間は、最大24月とする。

### (支給)

第5条 学び直し支援金の受給資格認定申請書（収入状況届出書）、受給資格認定通知書、受給資格不認

定通知書、支給決定（予定）通知書、資格消滅通知書、支給停止申出書、支給停止通知書、支給再開申出書及び支給再開通知書の様式はそれぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号及び様式第10号とする。

2 前2条及び前項に規定するもののほか、学び直し支援金の支給については、就学支援金の支給の例による。

#### （交付金）

第6条 松江市立女子高等学校の生徒に対する学び直し支援金は、国及び県の予算の範囲内で松江市に交付する。

2 松江市への支払は、精算払いとする。

#### （交付の申請）

第7条 松江市は、前条の規定による学び直し支援金の交付を受けようとするときは、学び直し支援金交付申請書（様式第11号）に関係書類を添えて、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する期日までに教育長に提出しなければならない。

#### （交付の決定）

第8条 教育長は、松江市から前条の規定による学び直し支援金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、学び直し支援金交付決定通知書（様式第12号）により松江市に通知する。

#### （変更交付申請）

第9条 松江市は、前条の規定による交付決定を受けた学び直し支援金の額の変更が必要となった場合には、学び直し支援金変更交付申請書（様式第13号）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

#### （変更交付決定）

第10条 教育長は、松江市から前条の規定による学び直し支援金変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、学び直し支援金変更交付決定通知書（様式第14号）により松江市に変更交付決定を通知する。

#### （状況報告）

第11条 松江市は、教育長の要求があったときは、学び直し支援金に係る状況を速やかに報告しなければならない。

#### （実績報告）

第12条 松江市は、交付の決定を受けた学び直し支援金に係る実績報告書（様式第15号）に関係書類を添えて、教育長が指定する期日までに教育長に提出しなければならない。

#### （学び直し支援金の額の確定等）

第13条 教育長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、学び直し支援金の交付決定額（第10条の規定による交付決定の変更を

した場合は、その変更された額) 及び交付に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、学び直し支援金確定通知書(様式第16号)により松江市に学び直し支援金の額の確定を通知する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。